

個人住民税の特別徴収に関するQ & A

Q 1 今まで特別徴収していなかったのに、なぜ、今更特別徴収しなければいけないのですか。

A 1 地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。したがって、これまでも特別徴収していただく必要があったものです。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と徴収を行うためですので、ご理解願います。

Q 2 すべての従業員（アルバイト・パートを含む）を「特別徴収」しなければならないのですか。

A 2 従業員が、前年中に給与支払いを受けており、かつ当年度の当初（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法によって徴収することとなっています。従って、アルバイト・パート等の従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収をすることとなります。

Q 3 これまでは従業員の希望で「特別徴収」と「普通徴収」を選べたと思いますが、何か制度が変わりましたか。

A 3 地方税法及び各市町村の条例で、原則として所得税を源泉徴収している事業者の方は、従業員の個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされています（地方税法第321条の4および各市町村の条例）。特別徴収制度は以前から定められており、制度が変わったものではありません。

Q 4 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A 4 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q 5 従業員が退職や休職をしたときはどうすればよいですか。

A 5 従業員の方に異動（退職、休職等）があったときは、給与所得者異動届出書を各市町村に提出することとなります。

Q 6 特別徴収の納期限までに納入できないとどうなりますか。

A 6 事業主が特別徴収した徴収金は、あくまでも従業員からの預かり金ですので、納期限までに納入する義務があります。納期限を経過し、税金を滞納した場合は事業者の方に滞納処分を執行される可能性があります。

Q 7 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか。

A 7 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q 8 新たに特別徴収を行うためには、どのような手続きをすれば良いのですか。

A 8 市町村へ「給与支払報告書」を提出する期限である1月31日までに、各市町村の税務担当課へご連絡ください。市町村ではこの連絡を受け、5月31日までに特別徴収税額通知書等をお送りしますので、6月から翌年5月までの給与支払時に特別徴収（天引き）して納めていただくこととなります。